

# 児童扶養手当の制度

項目	内容
支給対象	18歳到達後の最初の3月31日までの間にある 児童を監護する母又は父等 ※一定の障害がある場合は20歳未満まで  ・ 父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童 父または母が一定程度の障害の状態にある児童等 ・ 支給対象の有無は振興局判断となります。
所得制限	申請者本人や扶養義務者本人の所得に応じて手当は 異なります。
手当月額	●全額支給 児童1人目 : 45,500円 児童2人目以降 : 10,750円  ●一部支給 児童1人目 : 10,740円～45,490円 児童2人目以降 : 5,380円～10,740円

お問い合わせは

中頓別町介護福祉センター窓口  
電話 : 01634 (6) 1995